

# 『屋外広告物対策の概要について』

都市・まちづくり課

## 1 屋外広告物条例による規制等について

### (1) 趣旨

良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制

### (2) 屋外広告物の定義：以下の4要件をすべて満たすこと

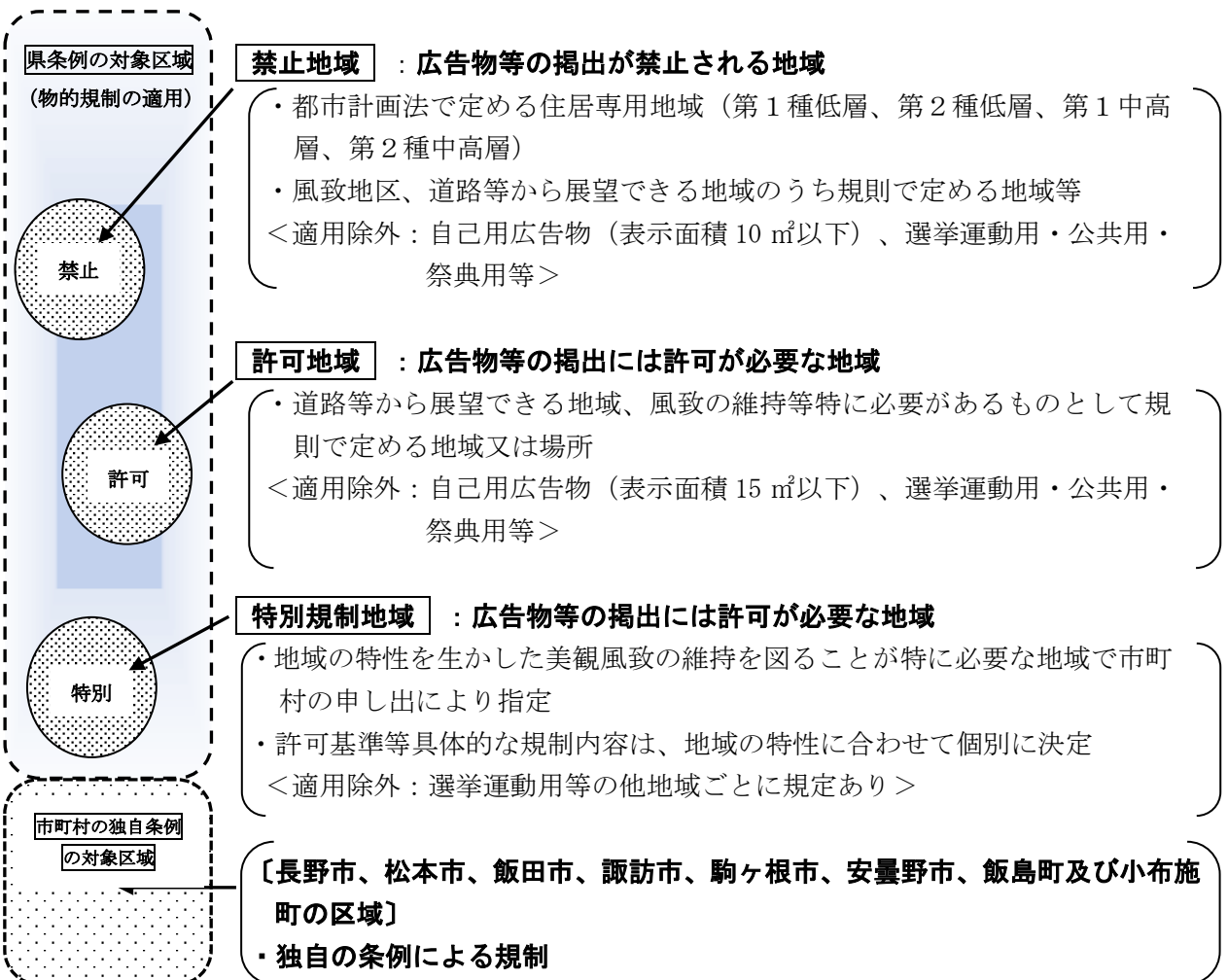
- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの（ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外）
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

### (3) 規制

#### ア 物的規制

- ・ 表示禁止物件：広告物等を表示又は設置してはならない物件  
→ 橋、街路樹、銅像、消火栓、公衆電話ボックス、電柱等
- ・ 禁止屋外広告物：表示又は設置してはならない広告物  
→ 地色に彩度15以上の色を使用したもの、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの等

#### イ 地域規制



## ウ 屋外広告物規制地域の新規指定要望について

道路の沿道などを禁止地域等の規制地域に指定するにあたっては、新規に開通する際の実施が効果的なことから、関係自治体等の意見を聴取したうえで、適切な対応に努めてゆく。

### (4) 地域指定の現況について

#### ア 県全体の状況について

禁止地域	許可地域	特別規制地域
<b>○住居専用地域</b> : 29 市町村 (長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、軽井沢町、飯島町、小布施町を除く) 5,427.4ha <b>○風致地区</b> : 8 地区 1,643ha <b>○道路等接続地域</b> ・高速道 : 4 路線 242.1km ・一般道 : 74 路線 343.7km ・鉄 道 : 3 路線 86.6km	<b>○道路等接続地域</b> ・高速道 : 4 路線 242.1km ・一般道 : 17 路線 64.7km ・鉄 道 : 3 路線 113.4km <b>○良好な景観形成を図る地域等</b> ・駅前広場(13ヶ所) 5.5ha	<b>○軽井沢町</b> 上信越高原国立公園の特別地域を除く地域 12,866ha <b>○国道 117 号沿道</b> 豊田飯山インターチェンジから新潟県との境界まで 37.1km <b>○長和町和田</b> 八ヶ岳中信高原国立公園の区域を除く地域 5,941ha <b>○白馬村</b> 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha <b>○八ヶ岳エコーライン</b> 八ヶ岳エコーライン沿道両側 300m 16.4km

### (5) 規制地域の指定に関する助成制度

新たに設定される規制地域内にあつて既存不適格となる屋外広告物を除却又は改善しようとする場合、「地域景観整備事業補助金」の活用が可能(令和3年度は予算措置なし)

## 2 屋外広告物法の一部改正に伴う対応について(沿革)

### <大都市等の特例> : 長野市(H11. 4. 1 施行)、松本市(H21. 2. 1 施行)

→ 中核市は屋外広告物条例を制定し事務を処理

### <一部改正(H16.12.17 施行)>

#### (1) 違反広告物に対する措置の拡充

ア 行政代執行法の規定を適用できる旨の明文化(ア、イ→違反処理ガイドライン作成)

イ 簡易除却ができる屋外広告物の追加及び要件緩和

- ・改正前 : はり紙、はり札、立看板
- ・追加 : ベニヤ板、プラスチック板等に直接塗装又は印刷したはり札、立看板、広告旗
- ・緩和 : 表示されてからの期間を考慮に入れずに除却が可能

ウ 屋外広告物除却後の取扱いの明確化(改正条例 H16.12.27 施行)

#### (2) 屋外広告業の適正な運営の確保

ア 屋外広告業登録制度の創設(届出制→登録制)(改正条例 H18. 4. 1 施行)

- ・屋外広告業の登録、講習会の開催、業者への指導・助言・勧告
- ・申請等の窓口 : 都市・まちづくり課 景観係(県公式ホームページにも掲載あり)

<H31. 1. 1 現在 登録件数:527 件>

イ 屋外広告物講習会手数料徴収（条例 H18. 4. 1 施行）

### (3) 規制可能地域の全国的拡大（→現行制度により対応）

従前要件の「市及び人口 5,000 人以上の市街的町村で規制が可能」が撤廃

### (4) 景観法との整合（改正条例 H18. 4. 1 施行）

ア 表示禁止物件の追加：景観法に定める景観重要建造物等を追加

イ 中核市以外の景観行政団体である市町村による、独自の屋外広告物条例の策定（屋外広告業に関する事務等を除く）（→その都度県条例の一部改正を実施）

・策定済：小布施町（H18. 4. 1 施行）、飯田市（H20. 1. 1 施行）、諏訪市（H21. 10. 1 施行）、安曇野市（H24. 10. 1 施行）、駒ヶ根市（H27. 4. 1 施行）、飯島町（R1. 8. 1 施行）

### <一部改正（H24. 4. 1 施行）>

屋外広告業登録の拒否事由の基準に未成年者の法定代理人が法人である場合を追加

（→改正条例 H24. 4. 1 施行）

## 5 市町村への権限委譲

### (1) 経過

ア S54：違反広告物等の除却に関する事務を市町村長へ委任

イ H12. 4. 1：「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（以下「特例条例」という。）により、屋外広告物の許可等を追加で移譲

ウ H16. 12. 27：特例条例により、「除却した違反広告物の保管、廃棄」等の事務を追加で移譲

エ H29. 3. 23：前項の屋外広告物の安全点検の義務化等に関する「屋外広告物条例」の一部改正に伴い、「広告物等の点検結果の報告の受理」、「条例の施行に必要な報告等の徴収」、「立入検査及び質問の実施」を移譲

### (2) 特例処理事務交付金

ア 屋外広告物法及び条例に関する事務で、市町村に移譲されている事務のうち違反広告物の除却等に対し、特例処理事務交付金が交付される。（企画振興部市町村課所管）

交付対象件数：R3 年度（R2 年度実績に基づく）： 10 件（長野市分を含まない）

イ 交付対象事務の追加（H30 交付分（H29 年度実績）から）

屋外広告物の安全点検の義務化等に関する「屋外広告物条例」の一部改正に伴う、特例条例による移譲事務の追加に関し、「条例の施行に必要な報告等の徴収」、「立入検査及び質問の実施」を交付金の対象事務とした。

## 6 違反広告物対策

### (1) 概要

違反広告物の是正に係る権限は市町村に委譲されているが、規制の実効性を確保するため、市町村と十分な連携を図り、適切な広告物の表示、掲出に努めている。

### (2) 屋外広告物適正化旬間

毎年 9 月 1～10 日を「屋外広告物適正化旬間」と定め、市町村を中心に関係団体等と連携して、県下一斉に違反広告物のビラ、ポスターの除去及び是正指導を実施している。

ア 関係団体：長野県警、長野県広告美術塗装業協同組合連合会、中部電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）、中電興業（株）、NTTタウンページ（株）、（株）NTT東日本－関信越

イ 令和 3 年度実施結果：参加人数 177 名、除却件数 54 件